

長浜市告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年10月23日から同年11月6日まで長浜市役所都市建設部建設監理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月23日

長浜市長 浅見 宣義

供用開始

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備 考
祇園南北 10号線	長浜市祇園町字小森275 番3地先から 長浜市祇園町字上矢城29 8番1地先まで	令和7年10月23日	L=188.20m
祇園環状 11号線	長浜市祇園町字下矢代28 1番10地先から 長浜市祇園町字上矢城29 4番4地先まで	令和7年10月23日	L=189.92m
口分田環状 2号線	長浜市口分田町字北力町5 21番13地先から 長浜市口分田町字北力町5 21番27地先まで	令和7年10月23日	L=200.98m
内保南北 4号線	長浜市内保町字上三双27 24番15地先から 長浜市内保町字上坂道27 37番2地先まで	令和7年10月23日	L=90.41m
内保南北 5号線	長浜市内保町字上三双27 24番14地先から 長浜市内保町字上三双27 24番5地先まで	令和7年10月23日	L=88.45m
千草東東西 26号線	長浜市千草町字岡ノ尻5番 4地先から 長浜市千草町字岡ノ尻3番 6地先まで	令和7年10月23日	L=85.10m